



十三 初期利子

(一) 年〇・二パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額に加之え、次第十八号により算定する。期日を算式に依り算定する。

十 十 十  
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日	支	額	限		子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成二十九年六月二十日  
平成二十九年六月二十日  
平成二十四年八月九日